

平成22年度 栃木県林業技術（技能講習）研修受講生募集案内

栃木県林業センター

栃木県林業技術研修実施要領に基づく研修生の募集を次のとおり実施します。

1 講習種目ごとの募集人員と申込手続きに要する書類及び取扱い先

講習種目	登録番号	募集人員	申込書類	実施期間	申込先
1. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	栃木労働局 栃基指第25号	20	申込書（様式第1号） （一部免除関係証明：別記様式第6号）	別紙 林業技術研修 （技能講習） 計画表による	別紙研修計画 に記載の研修 開始日の30 日前までに申 し込み書類を 各機関長 （注）又は林 業センター場 長に提出
2. フォークリフト運転技能講習	栃木労働局 栃基指第46号	10	申込書（様式第1号） （一部免除関係証明）		
3. はい作業主任者技能講習	栃木労働局 栃基指第24号	30	申込書（様式第1号） （受講資格証明）		
4. 玉掛け技能講習	栃木労働局 栃基指第26号	20	申込書（様式第1号） （一部免除関係証明：別記様式第7号）		
5. 小型移動式クレーン運転技能講習	栃木労働局 栃基指第92号	20	申込書（様式第1号）		
6. 林業架線作業主任者免許取得講習		10	申込書（様式第1号）		

注：各機関長とは、各環境森林事務所・森林管理事務所、栃木県森林組合連合会、栃木県森林整備公社の長

2 受講資格

栃木県の林野事業に従事する者で、次の1）～3）に該当し、受講しようとする各講習項目の受講資格を有する者

- 1) 満18歳以上の者
- 2) 身体又は精神に欠陥が無く、講習課程における実践教育に耐えうる者
- 3) 労働基準法第64条の5（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）の適用を受けない者

講習項目	受講資格	日程	備考
1. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習		全日程4日	注3
2. フォークリフト運転技能講習		全日程5日	注3
3. はい作業主任者技能講習	○はい付け又ははい崩し作業に3年以上従事した経験を有する者	全日程2日	
4. 玉掛け技能講習		全日程3日	注3
5. 小型移動式クレーン運転技能講習		全日程3日	
6. 林業架線作業主任者免許取得講習		全日程18日	注1、2

注1：講習終了後、林業架線作業主任者免許申請に当たって、林業架線作業の業務に2年以上従事した経験を要する。

注2：受講希望者が5名未満の場合中止することがある。

注3：下記の講習については、以下のいずれかの要件を満たす者が対象となる。

講習項目	受講科目の一部免除を受けることができる者	備考
1. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	○大型特殊自動車運転免許を有する者 ○大型、中型もしくは普通自動車運転免許を有し、機械重量3トン未満の機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者 ○不整地運搬車運転技能講習を修了した者	
2. フォークリフト運転技能講習	○大型特殊、大型、中型もしくは普通自動車運転免許を有する者	
4. 玉掛け技能講習	○クレーン・移動式クレーン・デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 ○クレーン・移動式クレーン・デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン未満の玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	

- 3 決定通知 受講者の決定後、受講票（別記様式第5号）を本人に交付する。
- 4 受講料及び手数料 受講料及び手数料は無料とする。
ただし、実技講習における傷害保険料、テキスト、学習に要する実費及び宿泊研修に要する宿泊費（施設利用料、初日の昼食を除く食費）等は本人の負担とする。
- 5 研修場所 栃木県林業センター（栃木県21世紀林業創造の森を含む）とする。
なお、栃木県21世紀林業創造の森において実施する研修について、連続して2日以上にわたる研修は、宿泊研修とする。
- 6 問い合わせ先

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	フ ァ ッ ク ス	備 考
県西環境森林事務所	321-1263	日光市瀬川 51-9	0288-21-1178	0288-21-1181	旧鹿沼、今市林務事務所
県東環境森林事務所	321-4325	真岡市田町 1568	0285-81-9001	0285-81-9006	旧宇都宮林務事務所
県北環境森林事務所	324-0056	大田原市中央 1-9-9	0287-23-6363	0287-23-6366	旧大田原、烏山林務事務所
県南環境森林事務所	327-8503	佐野市堀米町 607	0283-23-1441	0283-22-5113	旧佐野林務事務所
矢板森林管理事務所	329-2163	矢板市鹿島町 20-22	0287-43-0427	0287-43-0850	旧矢板林務事務所
林業センター (21世紀林業創造の森)	321-2105	宇都宮市下小池町 280	028-669-2211	028-669-2212	
	322-0307	鹿沼市入粟野 1512	0289-86-1121	0289-86-7722	

<管轄市町名>

機 関 名	市 町 村 名
県西環境森林事務所	鹿沼市、日光市、西方町
県東環境森林事務所	宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所	大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
矢板森林管理事務所	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町

※写真について、申込書添付と同サイズ（3.0mm×2.5mm）を研修受講希望枚数分用意し申込書に添えて提出すること。